

社会福祉法人 翠明院 定款

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 養護老人ホームの経営
 - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人居宅介護等事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 翠明院という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实・効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上、並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に務めるものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を 三重県いなべ市藤原町鼎1211番地に置く。

第2章 役員、及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名は、理事の互選により理事長となる。
 3. 理事長は、この法人を代表する。
 4. 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族・その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は評議員会において選任し、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2. 監事は評議員会において選任し、理事会の同意を得る。

3. 監事は、この法人の理事・評議員・職員、及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給する事とし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。
2. 役員には費用を弁償することができる。
 3. 第2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(理事会)

- 第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。
但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
2. 理事会は、理事長がこれを召集する
 3. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事、又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを召集しなければならない。
 4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 5. 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
 6. 前項の場合において、あらかじめ書面をもって欠席の理由、及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は出席者とみなす。
 7. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合、及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 8. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 9. 議長、及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領、及びその結果を記載した議事録を作成しこれに署名、又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
2. 理事長個人と利益相反する行為となる事項、及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況、及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会・評議員会、及びいなべ市長に報告するものとする。
 3. 監事は、前項に定めるほか必要があると認めるときは理事会、及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
2. この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経

- て、理事長が任免する。
3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員、及び評議員会

(評議員会)

- 第13条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。
2. 評議員会は、理事長がこれを召集する。
 3. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員、又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。
 4. 評議員会に議長を置く。
 5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決する事ができない。
 7. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 8. 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 9. 議長、及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領、及びその結果を記載した議事録を作成し これに署名、又は記名押印しなければならない。
 10. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給する事とし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

(評議員会の権限)

- 第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算・決算・基本財産の処分・事業計画、及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併、又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として 予め評議員会の意見を聴かなければならない。

- 第15条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況、又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験がある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族 その他特殊の関係のある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第17条 評議員会の任期は2年とする。
- 但し、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産、及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と、運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

【養護老人ホーム 翠明院】

- (1) 三重県いなべ市藤原町鼎字中村 1174番地1 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (老人ホーム) (床面積 447.72㎡)
- (2) 三重県いなべ市藤原町鼎字中村 1174番地1 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建 (老人ホーム) (床面積 1階 333.03㎡)
(2階 63.61㎡)
- (3) 三重県いなべ市藤原町鼎字中村 1174番地1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 (物置) (床面積 23.42㎡)
- (4) 三重県いなべ市藤原町鼎字中村 1209番地. 1205番地2. 1211番地. 1208番地1 1204番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 (老人ホーム)
(床面積 1階853.49㎡ ・2階405.61㎡ ・3階405.61㎡ ・4階405.61㎡)

【特別養護老人ホーム 翠明院】

- (5) 三重県いなべ市藤原町上之山田字南大平 1433番地10. 1433番地9所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 (老人ホーム) (床面積 1階 2,534.89㎡)
(2階 164.80㎡)
 - (6) 三重県いなべ市藤原町上之山田字南大平 1433番地10. 1433番地9所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (倉庫)
(床面積 6.19㎡)
 - (7) 三重県いなべ市藤原町上之山田字南大平 1433番地10. 1433番地9所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (車庫) (床面積 74.54㎡)
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
 4. 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、いなべ市長の承認を得なければならない。

但し、次の各号に掲げる場合には、いなべ市長の承認は必要としない。

1. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
2. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備の為の資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融期間に対して基本財産を担保に供する場合。(協調融資に係る担保に限る)

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融期間に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第23条 この法人の事業報告書・財産目録・貸借対照表、及び収支計算書は毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類、及びこれに関する監事の意見を記載した書面については各事務所に備えて置くと共に、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者、その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いてこれを閲覧に供しなければならない。

3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰越すものとする。
但し、必要な場合には、その全部 又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等、及びこの定款に定めのあるものの他、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散、及び合併

(解 散)

第27条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号、及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 解散(合併、又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第29条 合併をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、いなべ市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、いなべ市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨をいなべ市長に届け出なければならない。

第7章 公告の方法 その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人翠明院の掲示場に掲示するとともに新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
但し、この法人の成立後 遅滞なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長	長 屋 真 乗
理 事	林 保 雄
理 事	伊 藤 紫 朗
理 事	伊 藤 英 一
理 事	畑 中 民 一
監 事	林 嘉 一
監 事	嶋 田 原 文

2. 定款変更認可日 平成 7年 4月 1日
定款変更認可日 平成 9年11月27日
定款変更認可日 平成10年12月11日
定款変更認可日 平成12年 6月22日
定款変更認可日 平成13年 8月20日
定款変更認可日 平成14年 7月31日
定款変更認可日 平成15年 3月14日
定款変更認可日 平成16年 9月 7日
定款変更認可日 平成18年 3月23日
定款変更認可日 平成18年 9月11日
定款変更認可日 平成23年12月22日
定款変更認可日 平成25年 7月 9日

養護へ特殊浴槽設置につき増築・
他定款準則の改正に準じて変更
訪問介護支援事業の開始
居宅介護支援事業廃止・養護及び
特別養護建物(遅延にて)登記増
社会福祉法が改正されたことに伴う
所轄庁の変更

この定款は、いなべ市長認可の日（平成25年 7月 9日）から施行する。

社会福祉法人 翠明院

【 定 款 】

〒 511-0501

住所 三重県いなべ市藤原町鼎1211番地

Tel. 0594-46-2034 ・ FAX 0594-46-4006